秋季全国火災予防運動実施

「野焼き」は危険な火災を引き起こす可能性が非常に高く、火災原因のトップになっています。

田畑や庭先の空き地などで、枯れ草やごみくずなどを燃やすだけのつもりが、家や山に燃え移り、近隣の消防署のみでは対応できない大規模な火災に発展するケースが多発しています！

また、野焼きは近隣住民とのトラブルを招くほか、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、大気汚染による生活環境悪化の原因にもなります。

※法律に違反した場合、5年以下の懲役もしくは罰金またはその両方の罰則が科されます。

※野焼き禁止の例外

①風呂焚きや暖をとるための、木くずや、まきの焼却

②震災などの災害発生時の応急対策、または復旧のために必要な廃棄物の焼却

③風俗慣習上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

④農業、林業、漁業を営むため、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

問利根消防署 ☎0297-68-3755

ひとり親家庭の小学校新入学児童に対する入学祝品贈呈

茨城県母子寡婦福祉連合会から、令和9年4月に小学校に入学するひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）のお子さんに、入学祝品（学用品）を贈呈します。祝品を希望する方は、役場子育て支援課に申請してください。

▼申請に必要な情報

①住所 ②児童氏名 ③児童の生年月日 ④保護者氏名 ⑤連絡先

▼申請期限 12月18日㈮

申子育て支援課 子ども福祉係 ☎68-2211（内線144）

問茨城県母子寡婦福祉連合会 ☎029-221-7505

感震ブレーカーの購入・設置費用を補助します

感震ブレーカーは、地震の揺れを感知すると自動的に電気を遮断する装置です。地震発生時の電気火災対策として、設置をおすすめします。

▼交付要件

【対象者】

・町の住民基本台帳に登録されている方

・町税を滞納していない方（同一世帯員含む）

・過去に当該補助金を受けていない方

【対象住宅】

住民自らが所有し、かつ居住する住宅

▼補助内容

補助率1／2（上限5万円まで）

▼対象機器

令和8年4月1日以降に購入・設置した、以下の機器

・分電盤タイプ

（一般社団法人日本配線システム工業会の規定を満たすもの）

・コンセントタイプ・簡易タイプ

（一般社団法人日本消防設備安全センターが推奨するもの）

▼申請期間

12月1日㈫～令和9年2月26日㈮まで

※詳しくは、町公式ホームページをご確認ください。

問防災危機管理課 防災係 ☎68-2211（内線322）

町公式ホームページ

教育資金を「国の教育ローン」（日本政策金融公庫）がサポート

高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学などに入学・在学するお子さまをお持ちの家庭を対象とした公的な金融制度です。

▼融資額

お子さま1人につき350万円以内

▼金利 年4.60％

※母子家庭の方などは年4.20％（令和8年11月2日現在）

▼ご返済期間 20年以内

問教育ローンコールセンター ☎0570-008656（ナビダイヤル）または03-5321-8656

日本政策金融公庫ホームページ

茨城県最低賃金「時間額1136円」に改定

茨城県の最低賃金は、10月18日から、時間額1136円（62円引き上げ）に改定されました。

年齢やパート・学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働くすべての労働者に適用されます。

問茨城労働局賃金室 ☎029-224-6216

茨城労働局ホームページ

犯罪被害者月間（11/1～12/1）

「ひとりで抱え込まないで」
まずは相談してください。
私たちは、犯罪被害に
遭われた方やその家族を
支援します。



犯罪被害者相談窓口（県）
☎029(301)7830 平日9時～16時
（12時～13時および土・日・祝日、年末年始を除く）

（公社）いばらき被害者センター
☎029(232)2736 平日10時～16時
（土・日・祝日、年末年始を除く）